くおんだより No.1 7がつ

さあ いよいよ夏と思いきや マークがずらり〜
湿度がたかいので水分補給に気をつけて、はびこる
いろいろな食中毒の菌(サルモレラ、ウエルシュ etc)に留意して
生活しましょう。雨のあい間、どろんこやプールで、いっぱい
楽しみ ますます小麦色に日やけにも、注意して、水と
いっぱい仲良になりたいものです。楽しいばかりでなく
水のおそろしさも、大人が伝え、家族での水遊びも
しっかり、子どもの生命(いのち)、守るように考え行動して下さい。

7月の予定

- 5・6(水・木) 二中生、体験学習 心幸園児がきます。(2名)
- 14・15(金・土) コロナや大雨で3年いけませんでしたが、やっとおとまりできます。あとは、天気ダケ
- 27(木) 誕生会
- 28(金) 御命日 いつもお花ありがとうございます。
- 7月の土曜日保育は、1、8、22です。
  - 労災看護学校学生の実習、7/22〜8/21、夏休みです。

紹介いたしますのは、山田真理子先生他 心理学者、保育関係者、弁護士、特別支援学校教員など23名の方々が、1994年にやっと国が批准した、コルチャック先生(ダグって!)原案の「子どもの権利条約」と国が示した、基本法を元に、「保育・教育における子ど憲章」を作られました。1〜9まであります。順不同となりますが、紹介していきます。

子どもたちは「ちいさい」かもしれませんが、一人の人格を持った人間です。未来を生きる子どもたちから大人たちへ願われていることを、彼らの思いを代弁して表してみたいと思っています。

ちいさいわたしがほしいもの ～子どもの育ちを支えるために～

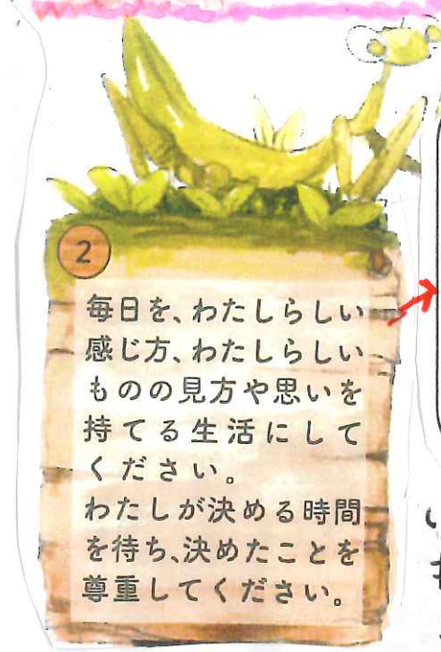

2 その子らしい感じ方は、その子が生きる土台です。誰かの言いなりの人生ではなく、その子らしい人生を応援するのであれば、幼い頃から、その子が自分の感じ方に気持ちを向け、大切にできる環境を整えてください。子ども自身がじっくり考える時間を持つことや、失敗から学ぶことを含めて本人の決定を大切にすることで、その子の土台は豊かになります。

権利条約第12条(意見表明権)、第13条(表現の自由)、基本法第3条③④(意見表明権)

いかに、大人目線で大人の感情で、子どもと接していたか、身に浸みます。大人目線でこどもまん中などと言っても、子どもには芯から通じないと思います。このように示してもらいありがたいことです。

3 「安心・安全」という言葉が、ときに子どもの自由を束縛するために使われることがあります。子どもにとって「安心」できる環境とは、不安のない環境と時間があることです。その子がその子らしく過ごすことのできる居場所を保障してください。

人に嫌なことをしたり、困った行動をするときは、心が辛い時です。そんな時には手を差し伸べてください。助けてと言えないその子に気づいてください。

権利条約第6条(生命の権利)、基本法第3条②(適切な養育)

これからまだ続きます。しっかり読まれ考えられてください。